

部落史の可能性

渡辺俊雄

はじめに

部落史の見直しということがいつ頃から言われ始めたのか定かではないが、解放新聞社の編集で一九九二年に『部落史を読みなおす』（解放出版社）が刊行され、そこに収録された上杉聰さんと寺木伸明さんの論文が一九九〇年に発表されているから、見直しという議論そのものはさらにさかのぼることになる。もちろん部落史の見直しを意識していた研究者はもっと早くからいたわけで、師岡佑行さんによれば、京都部落史研究所は一九七七年の発足当時から、いわゆる近世政治起源説を棚上げにしてスタートしたという（『解放新聞』一七五五号、一九九六年二月）。

部落解放研究所でも、一九八二年の研究者集会で「被

差別部落の起源をめぐって」と題して寺木伸明・落合重信・安達五男の三氏によるシンポジウムを開催したが（『部落解放研究』三二号）、議論はかならずしもかみ合っていたわけではなく、また部落史研究がどの方向に進もうとしているのか明らかにならなかったわけではなかった。

私自身が部落解放研究所の研究者集会で「いま『部落史』を問い直す」という報告をしたのは一九九二年のことだが、その時に主に意識していたのは部落史研究の進展と比較して立ち後れて、あいかわらず近世「かわた」身分があたかも権力の恣意で作られ出されたり、「解放令」が出た後も近世とかわらない差別が引き続いたかのような、旧態依然とした部落史像を繰り返している部落史教育・啓発への危機感だった。

しかし近年とみに感じることは、教育・啓発のみならず、部落史研究そのものが見直されているし、その見直

しは幅広い時代を貫いていること、そして近年言われている部落史の見直しは、一九八〇年代以来の議論の延長線上にあると同時に、近世・近現代を含む部落史全体に関わる問題として、部落史のあり方そのものが問い直されているという意味で、より奥深い問題ではないかということである。

部落史に限らず、歴史研究というものじたい、たえず見直しが避けられない。その時期に知られている史料に密着した研究であろうとも、その時代の史料のあり方、問題意識、研究の段階など、歴史的な状況に制約されている。しかし今問われている部落史の見直しは、おそらくそうした一般的な意味での歴史研究の特質では説明できない、部落史研究にもっと固有な問題を抱えているだろう。

一、部落史の見直しの背景

近年あらためて部落史が見直されてきた理由の第一に、部落史研究そのものの蓄積がこれまでのどの時期よりも豊かになったことである。とりわけ各地域での部落史のまとめが進展し、この数年を考えてみても『京都の部落史』全一〇巻が完結し、『和歌山県同和運動史』史料

編が刊行されたほか、関東における部落史研究の進展もめざましい。遅ればせながら大阪でも一〇ヵ年計画で部落史の編纂が始まり『新修 大阪の部落史』二巻が刊行され、その後『大阪の部落史通信』でも史料紹介などが行われている。

その結果、これまで知られていない多くの歴史的事実、例えばかなりの近世「かわた」村が中世とつながっていることが明らかになり、中世・近世・近代という社会構造の変化で時代を単純に輪切りにする従来の部落史の発想を修正することが迫られるようになってきた。

またリパティおおさかによる水平社七〇周年の特別展開催や、奈良県御所市にある（仮称）水平社歴史館」を中心とした水平運動史関係史料の組織的な掘り起こし・収集などによつて、これまで水平社をその運動方針の分析などを中心に肯定的にのみ評価してきた視点を大幅に修正し、各地域の運動の実態に即して評価することが可能になってきた。

第二には、部落史に限らず、日本史・世界史そのもの見直しが進み、そのことが部落史にも影響を与えつつあることである。たとえば網野善彦『日本論の視座』（一九九〇年）などは、部落史を考えるうえで大きな示唆となる。近世の「農民」と言われている身分の実相は農民

だけではなく、農村に住む商人や手工業者、廻舟問屋などを含むのであり、まさに「百姓」と呼ぶにふさわしいということになってきた。実はこれまでも「かわた」身分は死牛馬の処理と行刑役だけではなく、農業やさまざまな手工業をこなしてきたことが指摘されていたが、同じことが百姓身分にも言えたのである。

従って土地所有の面積だけで貧富を論じられないことになるし、近年の議論では近世農民の年貢負担率は平均すれば三〇四割程度ではなかったかと言われる（佐藤常雄『貧農史観を見直す』一九九五年）。また、すでに近世農民の中には今日で言う「人権」思想の萌芽があったとも言われる（布川清司『江戸時代の民衆思想』一九九五年）。

とすれば、いわゆる部落の起源について、近世の農民は厳しい搾取によってたえず生きるか死ぬかぎりぎりの生活を強いられ、それゆえにたえず不満を持ち、団結すると恐いので、民衆を分裂して支配するという政治的な目的のために部落が作られたという、いわゆる近世政治起源説の説明は、リアリティを持たなくなってきたことになる。

第三は、部落史に隣接する領域、たとえば在日朝鮮人史研究の側の尹健次『孤絶の歴史意識』（一九九〇年）や

かったことなど、従来の部落史が通説としてきたことがまちがっている（前川修「オール・ロマンス事件」と「オール・ロマンス行政闘争」の史実を求めて」『部落解放史・ふくおか』八〇号）。

もちろんそれ以外にも部落史の見直しには、一九八〇年代の後半から冷戦の枠組み、社会主義体制が崩壊して、従来の歴史を見る価値観が根本的に問い直されていること、さらに部落解放運動が「第三期」を提唱し、部落問題の根本的解決あるいは部落とは、部落民とは何なのかといった、これまでの部落史が依拠してきた基本的な概念そのものが問い直されていることなど、さまざまな事情が反映している。奥田均『部落解放への挑戦』（解放出版社）なども、その一例である。

今後なおしばらくは、さまざまな議論が噴出し、活発な論争が繰り広げられるだろうが、同時に部落史研究が進んでいくだろう方向がある程度見通せる状況になりつつあるようにも感じられる。

二、近世の「かわた」身分をめぐって

まずいわゆる部落の起源、近世の「かわた」身分の成立に関しては、従来の機械的・抽象的な政治起源説への

キム チョンミ『水平運動史研究』（一九九四年）などから、これまでの部落史の視点、研究のあり方について厳しく問題提起がされた。部落史研究がいわば相対化され、批判にさらされてきたのである。

戦前の水平運動に関するかつての評価は、水平社を善とし、それ以外の部落改善運動や融和運動の意義をほとんど評価しないという、単純素朴なものであった。また水平社の評価に関しても、そのなかの社会主義の潮流、左翼を軸に評価するものだった。そうした運動史の評価に対しては、比較的早い時期から秋定嘉和さんが異議を唱え、水平社内部のアナーキズムや社会民主主義の潮流、融和運動の再評価を提唱していたが、こうした評価の流れは、もはや定着した感がある。また水平社の戦争協力、戦争責任の問題も大きな課題になっている。

戦後においては戦後責任の問題があらためて問われていくだろうし、雑誌『オールロマンス』の「特殊部落」という小説が京都市内の被差別部落を舞台にしているとともに、その登場人物のほとんどが在日朝鮮人であり、小説の内容が部落差別と同時に朝鮮人差別を助長するものであったこと、当時の部落解放運動が民族差別との闘いをにない得なかったこと、また京都市の行政担当者の前に白地図を広げて丸印を打っていったという事実がな

批判に加えて、そもそも政治あるいは権力との関わりを否定する峯岸賢太郎『部落問題の歴史と国民融合』のような議論がある。なるほど、政治権力がいかに強大であっても、なにも前提がないところに新しい差別や被差別身分を作り出すことは不可能だというのが、近年の近世史の研究状況であり、また中世末期の差別意識を利用したという説明も、結局は差別意識を利用して差別や被差別身分を作ったということになるから、論争の根本的な決着にはならない。したがって、近世の「かわた」身分が成立する前提には、すでに差別されていた身分ないし階層の存在を考えなければならぬ。

朝尾直弘「近世身分とその変容」（朝尾直弘編『日本の近世』第八巻八身分と格式Ⅴ一九九二年）は一九八〇年代の歴史研究の状況を総括し、「身分や身分制度は政治権力が設定したことによってできたのだとする楽観的な見方は、もはや通用しなくなったのである。身分制度は、たしかに各時代の支配権力による政治的・法制的な規制や編成のころみによって秩序化・制度化がはかられるが、身分そのものは、各時代の社会がそれぞれの特質に即して内在的に生み出すもので、したがって、社会構造のなかで広く人びとの存在形態、意識や感覚と切り離すことができず、それらを含めて分析することをつうじ把

握され得る」と述べている。高埜利彦「移動する身分」が「身分は社会の認知と国家権力の承認の両方によって成り立つ」と述べているのも、同じことだろう(同前『日本の近世』第八巻)。

その点で、中世からの連続性は無視できない。死牛馬の処理は今日命じられたからといって明日からできるわけではなく、それなりの技術と熟練が必要であり、そうした伝統をもった集団がいたことが前提となる。また草場の権利も、近世以降に成立した「かわた」村は持つていないことから想像できるように、中世以来の伝統あるいは慣行を踏まえたものであろう。斎藤洋一さんが「身分差別社会の真実」(講談社現代新書)で中世の被差別民、近世の被差別民は「みんながつくったもの」と書いたことが批判されているが、斎藤さんはおそらく近世「かわた」自身が成立する歴史的前提を述べているのであって、その限りで妥当なものだと考える。

しかし、中世の身分はまだまだ流動的であり、それが近世「かわた」身分として固定化されていくには、なんらかの政治権力のかかわりを想定することが自然である。「かわた」は、宗門改めの制度が実施され近世身分制の一環として成立したと考えられるのであり、それは一七世紀なかばであろう。太閤検地の時期は、まだ成立の始

敏之『「部落史」の終わり』(かもがわ出版)などのような議論が錯綜している。

歴史には連続と非連続(断絶)の両面あるといったところで、ほとんど何事も説明していないのに等しい。私自身は、歴史の連続と非連続(断絶)というよりも、歴史は重層的に成り立っている(歴史の重層性)と表現したほうがよいように思う。

歴史は基本的に、連続している。近世という社会が中世のさまざまな慣行を前提として成立したように、近代の社会も近世を踏まえて成立する。近代の初頭、いわゆる「解放令」の直後、全国各地で「解放令」反対一揆が起きたのは、この歴史の連続面の現われだった。反対一揆に参加した民衆の意識は、当時の状況から考えて決して例外的に遅れていた、あるいは反動的だったわけではない。近世から連続するごく当然の意識だった。

ただし、歴史を重層的に見るということは、連続面だけをことさらに強調するためではない。むしろ、そうした連続面に加えて、近代には近代に特有な課題が登場することを強調したいからである。

なによりも、近代の差別意識は近世の差別意識をそのまま継承しただけではなく、近代に固有な意識が含まれている。例えば、貧困・不衛生・不就学を理由とした差

まりあるいは端緒であり、太閤検地は近世「かわた」身分の成立の指標とはなり得ないように思う。

ただし、このようにいくら近世「かわた」身分の成立を説明しても、それは必ずしも「かわた」身分に対する差別のあり様、例えば死牛馬処理や皮革に対する差別意識の発生や「かわた」身分の具体的な姿を説明するものではない、というのが今日の部落史研究の問題意識になりつつある。

そうした差別意識のあり様は、身分制度からではなく、差別意識それ自体の発生と変化の歴史として解明されなければならぬ。その意味で、中世は部落史の単なる前史ではなく、近世以降の歴史を理解するうえで決定的に重要だろう。

三、近現代の部落問題

ところで、近代の部落史の解明はまず運動史の研究から始まった。したがって、近世「かわた」身分の成立と展開にくらべて、近代の部落差別・部落問題の解明はまだまだこれからの課題である。近代の部落史に関していえば、その連続面を重視する議論に対して、断絶面を強調し近世と近代の部落との系譜的な連続を否定する畑中

別意識は、近代に固有なものであり、藤野豊さんはそこに「優生思想」を見出している(『被差別部落』岩波講座 日本通史一八)。こうした意識は、近代社会のなかで意識的に、あるいは政策的に強化された。近代初頭に各府県で制定された「違式誹違条例」は、そのことを如実に示している。

「特殊部落」という言葉も、近世の「えた」という言葉の単なる言い換えではなく、近代的な価値観が含まれた歴史的な概念にはかならない(小林丈広「特殊部落」とはなにか)『こべる』一六号)。また、古い意識だと考えられがちな家意識も、守るべき家や財産のない「無産者」をも含めてとらえていくのは、近代以降だろう。部落差別は、こうした意識とからみあって再生産されている。

もちろん、こうした意識は、意識だけで存在したのではなく、意識を支える社会構造によって再生産されてきた。それが近代天皇制であり、日本の資本主義であり、あるいは華族制度、戸籍制度、民法、家制度などであった。

歴史の重層性という観点からいえば、戦後社会も、近世をふまえて登場した近代社会の特質を色濃く持ち続けていることになる。近世以来の身分意識、近代になつて

登場する貧困・不衛生・不学などへの差別意識、家意識など、こうした意識を私たちはまだ完全に払拭しきれていないわけではないし、そうした意識を支えた社会のあり方が、日本の敗戦とともにすぐに払拭されたわけではない。

戦後は、そうした近代の問題に戦後固有の問題が加わる。戦後改革は戦前にくらべて日本をより民主的な社会として再生したが、その改革には歴史的な限界もあった。日本国憲法は平和主義、基本的人権、主権在民を特徴とするとされるが、その平和主義は象徴天皇制と沖繩の軍事基地化を代償としたものだったし、基本的人権はそこから除外される多くの人びとがいた。また主権在民とはいいながら、それは日本人と日本国籍を持つもののみの特権であって、在日朝鮮人などが日本人つまり「国民」でないことを理由に除外されていた。

こうしたなかで、部落差別は憲法のうえで「社会的身分」という言葉によって、形式的には否定されたが、現実にある差別意識や差別実態に対する国の取り組みは遅れ、そのことが二〇年後の一九六五年に同和対策審議会の答申で指摘された。さらに、一九五〇年代後半からの高度経済成長を経るなかで、日本型戦後社会が成立する。それは、それ自体としては差別を解決することのな

いた近世政治起源説とは「別の内実をもって、いわばひと廻りして再び権力と差別がいかなる有機関係にあるのかわらないか」が、そもそも権力の実態はどういうものかを含めて、部落史研究の今後の大きな課題になっていくだろう。

奈良県の同和問題関係史料センターなどが提起する、農業だけでも成り立ちうる「かわた」村像は、必ずしも「かわた」村の方が周辺の百姓村よりも豊かだったという提唱ではなく、従来のような「かわた」村の貧困が差別の原因だという定説が成り立たず、貧困と差別とは別の次元の問題であり、差別は差別として説明しなければならぬという問題提起として受け止めるべきだろう。

近現代の部落史や水平運動史を含めて、これからの部落史研究はさらに緻密に、また史料に沈潜した歴史研究として豊かになっていく可能性を秘めていることでもあ

るだろうと思う。

こうした近年の部落史研究の進展に比べて、なお部落史教育・啓発の立ち遅れは否定できない。研究と教育・啓発の間のギャップを埋めようとする努力は、全国大学同和教育研究協議会のシンポジウムほか、各地の同和教育研究会レベルでも徐々に取り組まれているが、そのギャップを埋めるところまででは行っておらず、なお今後の

い、社会体制であった（拙稿「日本型戦後社会の枠組みを超えて」『部落解放』三三三三号）。

そうした戦後の日本社会を規定した戦後民主主義や戦後日本社会のあり方、意義と限界が今日問い直されていることは間違いない。戦後の部落史をどのように構想するかは、そうした今日の時代をどう理解するかと、深く関わっている。

四、部落史の可能性

このように部落史研究は多くの課題をかかえているが、そうした課題を多くの研究者が自覚し始め、積極的に新しい部落史像を提示し始めた。先に触れた斎藤洋一『身分差別社会の真実』、上野茂編『被差別民の精神世界』（明石書店）なども、そうした試みである。

今日、近世政治起源説は批判の矢面に立っている感がある。確かに、民衆の分裂支配という政治的目的のために近世「かわた」身分が「作られた」という説明は説得力を失ってきたが、かといって「かわた」身分の成立にまったく政治が関わっていないかたどと考えるのも、また楽天的すぎる。『被差別民の精神世界』の「はしがき」で上野茂さんが言うように、これまで通俗的に理解されてきた課題である。

あわせて教科書の部落史記述があらためて見直される時期にきている。ただし、教科書の記述が変わらなければ現場の部落史が教えにくいという意見もあり、それも事実だろうが、現場が変わっていったら、この記述では部落史は教えられないという声が強くなっていかなければ、自然に教科書の記述が変わっていくこともない。その意味で、教育現場の教師一人ひとりの部落史認識が問われているとも言える。

その他、国立歴史民俗博物館が近代展示のなかで部落問題をはじめ取り上げたこと、リバイテのおおさかが大阪人権博物館として再開されたことなどを機会に、部落史関係の展示のあり方が問われたのも近年の特徴で、「こべる」誌上などでも取り上げられた。

またリバイテのおおさかではすでに早い時期から部落解放運動に対する立場の違いを越えて研究者の結果を画っていたが、一九九五年の部落問題研究所の研究者全国集会の歴史分科会でも幅広い研究者が顔を揃えていた。部落解放研究所編『部落史の再発見』でもこれまでにない幅広い執筆者がかかわるなど、部落史研究の分野では次第に部落解放運動への評価・立場の違いを越えて、同じ議論のテーブルにつく機会が徐々に生まれてきている。

なおこれは歴史研究だけにかかわるのではないが、文書館の意義と必要性が、日本の民主主義の問題としてあらためて議論になった(『部落問題研究』一三六輯)。部落解放研究所の例会でも議論したが(本号「例会報告」参照)、部落史研究としても無関心ではいられない。以上は、筆者の問題意識に基づいて、近年の部落史研

究の概況を一瞥したにすぎない。本来であれば、一つひとつの著作・論文を紹介すべきだが、その力量がない。また個々の論点についても十分に触れることができなかった。拙著「いま、部落史がおもしろい」(解放出版社、一九九六年)を参照していただきたい。

いま、部落史がおもしろい

部落史の見直しとは？ 本書は、新しい事実の発見、歴史の見方の変化、部落解放運動の新しい問題意識によって通説が再検討されている部落史を、時代を追って平易に解き明かす。

解放出版社
渡辺俊雄著
四六判
1、210頁
854円

いま、部落史が
おもしろい
渡辺俊雄